



# 佐賀県公報

平成16年  
7月12日  
(月曜日)  
第12479号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

## 目次

### 告示

○青少年に有害な図書等の指定

(四七六・こども課) 一

○廃川敷地等の発生

(四七七・河川砂防課) 二

○道路の区域の変更

(四七八・道路課) 二

○道路の供用開始

(四七九・" ) 二

### 公告

○肥料登録の有効期間の更新

(園芸課) 二

○上場Ⅳ期地区長倉換地区換地計画

(農地整備課) 三

○上場Ⅳ期地区轟木引越換地区換地計画

( " ) 三

### 海区漁業調整委員会事項

○漁業法に基づく公聴会の開催

(公告) 三

### 正誤

◎平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第八号中訂正

(商工課) 四

◎ " "

(生産者支援課) 四

◎平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正

(職員課) 四

◎平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

(税務課) 四

## ○ 告示

### ●佐賀県告示第四百七十六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年七月十二日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
"	16-71	本当にあった人妻の浮気話 8月号	ミリオン出版(株)	18123-8	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-72	増刊週間実話 7/25号 着乱れ号	(株)日本ジャーナル社	20326-7/25 ①'04.8/23	
"	16-73	@本当! 浮気妻のH話 Vol.01 That's Dan 7月号増刊	(株)バウハウス	04118-07 ①-2004年8月8日	
"	16-74	本当にあったみだらな話 8月号	(株)一水社	18117-8	
"	16-75	若妻の他人(ヒト)に言えない話 VOL.8 URECCO gal 8月5日増刊	(株)大洋書房	01866-8 ①-8/23	
"	16-76	ZIGEN exciting 本当にあった浮気話 8/1増刊 Vol.4	(株)大洋書房	18124-8 L 8/15	
"	16-77	デラベっぴん No.225 8月号	英知出版	16487-8	
"	16-78	ホイップ No.55 8月号	コアマガジン	08169-8	
"	16-79	月刊ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.080 7月号	KKベストセラーズ	04039-7	
"	16-80	[月刊]メルフレボンバー NO-039 8月号	KKベストセラーズ	08513-08	
"	16-81	別冊GON! 8月号	ミリオン出版(株)	18185-8	
"	16-82	Dr.ピカソ NO.113 8月号	バウハウス	06635-08	

●佐賀県告示第四百七十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。

平成十六年七月十二日

佐賀県知事 古 川 康

一 河川の名称

嘉瀬川水系大田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年七月十二日

三 廃川敷地等の位置

佐賀郡富士町大字小副川字桃浦四八〇八番地先、四八一七番四地先、四八一七番九地先、四六五八番一―地先、四六五八番二―地先、四六五八番五六地先及び四七八五番一―地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

- (1) 種類 土地
- (2) 面積 二五六・七一平方メートル

●佐賀県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月十二日から平成十六年八月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十二日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更新後の別
一般国道 三三三号	佐賀郡富士町大字大野字入道六一二番地先から 佐賀郡富士町大字大野字入道六一九番一―地先まで	幅員 四四・七 〃 一一・五
	佐賀郡富士町大字大野字入道六一二番地先から 佐賀郡富士町大字大野字入道六一九番一―地先まで	延長 一四八・〇
	前	幅員 一三・九 〃 六・五
	後	延長 一三九・〇

●佐賀県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年七月十二日から平成十六年八月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十二日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三三三号	佐賀郡富士町大字大野字入道六一二番地先から 佐賀郡富士町大字大野字入道六一九番一―地先まで	平成一六・七・一一

○ 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとお

り肥料の登録の有効期間を更新した。

平成16年7月12日

佐賀県知事 古 川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第697号	魚かす粉末	8.0魚かす粉末	窒素全量8.0% りん酸全量4.5%		理研農産化工株式会社	佐賀市大財北町2番1号	平成22年6月22日
佐賀県肥第678号	混合有機質肥料	理研アニマル肥料	窒素全量7.0% りん酸全量8.0%		"	"	平成19年7月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区長倉換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月12日

佐賀県知事 古 川 康

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区長倉換地区換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成16年7月13日から平成16年8月10日まで
- 縦覧の場所  
玄海町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区轟木引越換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月12日

佐賀県知事 古 川 康

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区轟木引越換地区換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成16年7月13日から平成16年8月10日まで
- 縦覧の場所  
唐津市役所  
玄海町役場

○ 県営漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、佐賀県有明海区における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

平成16年7月12日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 山 崎 龍 馬

- 日時  
平成16年7月20日（火） 午後2時
- 場所  
佐賀市西与賀町匣外821番地59  
佐賀県水産会館大会議室

3 議事

のり養殖漁業の免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区について

4 漁場計画の内容

佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局(佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県生産振興部水産課内)において閲覧に供する。

5 公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)の範囲

- (1) 漁業権者
  - (2) 入漁権者
  - (3) 漁業権漁業の経営者
  - (4) 漁業協同組合関係者
  - (5) その他利害関係のある者
- 6 公述者の注意事項

- (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で平成16年7月16日までに佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。
- (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
- (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。
- (4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

○ 正 誤

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第八号中訂正

頁	箇所	誤	正
13	上段 左から一行目	中小企業社	中小企業者

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第八号中訂正

頁	箇所	誤	正
24	上から八行目	貸付限度額	貸付限度額
	下から一行目	日燃料費	燃料費
25	上段	貸付限度額	貸付限度額
	上から一三行目	貸付限度額	貸付限度額

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正

頁	箇所	誤	正
3	下段 右から五行目	情報・業務改革推進課	情報・業務改革課
	上段	情報・業務改革推進課	情報・業務改革課

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

頁	箇所	誤	正
3	上段	狩猟者登録税	狩猟者登録税
	左から一行目	狩猟者登録税	狩猟者登録税